

北名古屋市下水道事業
情報セキュリティポリシー

令和8年3月31日策定

第 1 章：情報セキュリティ基本方針

1 目的

本方針は、下水道事業（以下「本事業」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針を定めるものである。

2 定義

本方針における用語の意義は、北名古屋市情報セキュリティ規程第 2 条の定めを準用する。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威（部外者の侵入、窃取、不正アクセス、破壊、改ざん、漏えい、災害等）の定義及び考え方については、北名古屋市情報セキュリティポリシー（以下「市ポリシー」という。）の定めを準用する。

4 適用範囲

本方針が対象とする範囲は、本事業に関わるすべての職員（会計年度任用職員、派遣職員及び委託業者を含む）並びに本事業が管理するすべての情報資産とする。

5 職員等の遵守義務

本事業の業務に従事する者は、情報セキュリティの重要性を認識し、本方針及び市ポリシー等を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ推進体制、情報資産の分類及び対策

(1) 推進体制

本事業における情報セキュリティ対策を推進するため、下水道事業の組織実態に即した適切な管理体制を整備する。

(2) 情報資産の分類

情報資産の分類及び管理については、市ポリシーの基準を準用する。

(3) 情報セキュリティ対策

本事業の情報資産を保護するため、組織的、人的、物理的及び技術的な観点から必要なセキュリティ対策を講じる。

7 監査及び自己点検の実施

情報セキュリティ対策の妥当性及び遵守状況を確認するため、市ポリシーの定めに準じ、定期的に自己点検及び点検を実施する。

8 ポリシーの見直し

情報セキュリティを取り巻く状況の変化や監査の結果等に基づき、必要に応じて本方針の見直しを行う。

9 対策基準及び実施手順の策定

本方針に基づき、具体的な遵守事項を定める「情報セキュリティ対策基準」及び詳細な事務手続きを定める「情報セキュリティ実施手順」を策定し、適切に運用する。